

報告第 8 号

令和4年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

令和4年度熊本県電気事業会計の支出予算のうち、令和5年度に次のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき報告する。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和4年度熊本県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する資産の購入限度額	説明
						補助金等交付金	企業債	損益勘定等留保資金等			
1	資本的支出	1	建設費								
			円	円	円	円	円	円	円	円	
			229,867,000		229,867,000		71,940,000	157,927,000			
		市房第一・第二発電所、緑川第一発電所水車発電機等予備品整備	197,560,000		197,560,000		71,940,000	125,620,000			新型コロナウイルス感染拡大の影響により、部品の調達が困難となり、予備品製作に不測の日数を要したため。
		企業局保安管理支援システム提案及び発注図書作成業務委託	27,271,000		27,271,000			27,271,000			入札の不調により、年度内施行ができなかったため。
		市房第一発電所送電線自動復旧装置改造工事	5,036,000		5,036,000			5,036,000			自動復旧装置の不具合が年度途中に判明したことから、工期の確保ができなかったため。